

資料 5 3 - 3

万国郵便条約等の改正に伴う国際郵便約款等の変更
の認可

(諮問第1159号)



諮問第1159号
平成29年11月20日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖一

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 横山 邦男)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の国際郵便約款の変更は、今般の万国郵便条約の改正内容を適切に反映したものであり、適当であると認められる。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	書類のみを書状の内容とすること、危険物を郵便物として運送することができる場合に船便扱いとする場合を追加すること等に関し、郵便物の引受等に関する事項について所見の見直しをするとともに、その他の事項については既存の規定が適用されることとしており、適当であると認められる。また、速達の取扱いを廃止することに伴い、郵便物の引受等に関する事項から速達を削除しており、適当であると認められる。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	速達の取扱いの廃止に伴い、料金の支払方法から速達を削除しており、適当であると認められる。
その他会社の責任に関する事項	適	個人情報の取扱いに関し、名宛国又は継越国の指定された事業者に対して、郵便物の個人情報を電子的に送付する場合があることを明確化しており、適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。



2017-日郵国第 258 号
平成 29 年 11 月 13 日

総務大臣
野田 聖子 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長 横山 邦男

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 68 条第 1 項の規定に基づき、国際郵便約款及び国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款及び国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施期日
平成 30 年 1 月 1 日
- 3 変更を必要とする理由
万国郵便条約等の一部が改正されるため。

国際郵便約款 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行		改 正	
<p>(略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款において使用する用語は、郵便に関する条約及び並びに法に基づき総務省令において使用する用語の例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。</p>		<p>(略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款において使用する用語は、郵便に関する条約及び並びに法に基づき総務省令において使用する用語の例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。</p>	
<p>国際郵便約款</p>	<p>国際郵便約款</p>	<p>国際郵便約款</p>	<p>国際郵便約款</p>
<p>区 別</p>	<p>意 味</p>	<p>区 別</p>	<p>意 味</p>
<p><u>1</u> 郵便に関する条約</p>	<p><u>万国郵便条約(通常郵便)に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則を含みます。)</u></p>	<p><u>1</u> 航空扱い</p>	<p>郵便物を差出国と名宛国間において航空路により優先的に運送する扱</p>
<p><u>2</u> 航空扱い</p>	<p>郵便物を差出国と名宛国間において航空路により優先的に運送する扱</p>	<p><u>2</u> SAL扱い</p>	<p>郵便物を差出国と名宛国間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路により運送する扱</p>
<p><u>3</u> SAL扱い</p>	<p>郵便物を差出国と名宛国間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路により運送する扱</p>	<p><u>3</u> 船扱い</p>	<p>郵便物を差出国と名宛国間において陸路又は水路により運送する扱</p>
<p><u>4</u> 船扱い</p>	<p>郵便物を差出国と名宛国間において陸路又は水路により運送する扱</p>	<p><u>4</u> 事業所</p>	<p>当社の営業所その他の事業所(郵便の業務を行うものに限ります。)</p>
<p><u>5</u> 事業所</p>	<p>当社の営業所その他の事業所(郵便の業務を行うものに限ります。)</p>	<p><u>5</u> 現金等</p>	<p>現金及び当社が定める有価証券</p>
<p><u>6</u> 現金等</p>	<p>現金及び当社が定める有価証券</p>	<p><u>6</u> 郵便業務従事者</p>	<p>郵便の業務に従事する者</p>
<p><u>7</u> 郵便業務従事者</p>	<p>郵便の業務に従事する者</p>	<p><u>7</u> 交換事業所</p>	<p>郵便物の交換業務を取り扱う事業所</p>
<p><u>8</u> 交換事業所</p>	<p>郵便物の交換業務を取り扱う事業所</p>	<p><u>8</u> 通関事業所</p>	<p>郵便物の通関業務を取り扱う事業所</p>
<p><u>9</u> 通関事業所</p>	<p>郵便物の通関業務を取り扱う事業所</p>	<p><u>10</u> 指定された事業者</p>	<p>郵便物の通関業務を取り扱う事業所</p>
<p><u>10</u> 指定された事業者</p>	<p><u>郵便業務を運営し、及び自国の領域において万国郵便連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、万国郵便連合の加盟国によって正式に指定された政府機関又は非政府機関</u></p>	<p><u>9</u> 集配事業所</p>	<p>郵便物の集配業務を取り扱う事業所</p>
<p><u>11</u> 集配事業所</p>	<p>郵便物の集配業務を取り扱う事業所</p>	<p>(郵便物の所屬)</p>	<p>(郵便物の所屬)</p>
<p>第6条 外国宛て郵便物は、本邦若しくは名宛国の法令又は第10条(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)第1項(1)若しくは(7)に掲げる物を包有する郵便物が締結国の法令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に所屬します。外国来郵便物も同様です。</p>	<p>第6条 外国宛て郵便物は、本邦若しくは名宛国の法令又は第10条(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)第1項(1)若しくは(7)に掲げる物を包有する郵便物が締結国の法令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に所屬します。外国来郵便物も同様です。</p>	<p>第6条 外国宛て郵便物は、本邦若しくは名宛国の法令又は第10条(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)第1項(1)若しくは(7)に掲げる物を包有する郵便物が締結国の法令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に所屬します。外国来郵便物も同様です。</p>	<p>第6条 外国宛て郵便物は、本邦若しくは名宛国の法令又は第10条(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)第1項(1)若しくは(7)に掲げる物を包有する郵便物が締結国の法令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に所屬します。外国来郵便物も同様です。</p>

現 行	改 正
<p>(特別引当権と本邦通貨との換算割合)</p> <p>第7条 <u>国際郵便に關する料金の支払</u>、保険付とする郵便物への保険金額の表示、損害賠償金の支払等の場合は、<u>国際通貨基金の計算単位</u>である特別引当権（以下「SDR」といいます。）とします。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(国際郵便物)</p> <p>第9条 国際郵便物の種類は、通常郵便物、小包郵便物及び<u>国際スピード郵便物</u>（以下「EMS郵便物」といいます。）とします。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)</p> <p>第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国宛て郵便物として差し出すことはできません。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次の爆発性又は発火性の物質、<u>放射性物質及び危険物</u></p> <p>ア <u>爆発性又は発火性の物質その他の危険物及び放射性物質</u>（第103条（放射性物質）<u>及び</u>第105条（リチウム単電池及びリチウム組電池）の規定に従って差し出されるものを除きます。）</p> <p>イ (略)</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(住所氏名等の記載方法等)</p> <p>第13条 外国宛て郵便物の受取人の<u>宛名</u>、差出人の<u>住所氏名</u>は、送達に支障がないよう、当社が別に定めるところにより記載するほか、次の条件に従っていただきます。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(一般的利用条件)</p> <p>第17条 外国宛てに第31条（特別郵便印刷物）に定める特別郵便印刷物、第33条（小形包装物）に定める小形包装物を差し出す場合、又は税関検査の対象とされる可能性のある<u>物品を書状その他の通常郵便物として</u>差し出す場合には、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN22（以下「CN22」といいます。）を郵便物に添付して</p>	<p>(特別引当権と本邦通貨との換算割合)</p> <p>第7条 <u>外国の指定された事体から課された料金</u>、保険付とする郵便物への保険金額の表示、損害賠償金の支払等の場合の貨幣単位は、<u>国際通貨基金の計算単位</u>である特別引当権（以下「SDR」といいます。）とします。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(個人情報の取扱い)</u></p> <p><u>第8条の2</u> 当社は、郵便業務を提供するために、<u>各宛国又は郵便物の指定された事業体に対して、郵便物の個人情報を書的に送付する場合があります。</u></p> <p>(国際郵便物)</p> <p>第9条 国際郵便物の種類は、通常郵便物、小包郵便物及び<u>EMS郵便物</u>（当社が別に定める国内名称を付すものとし<u>ます。</u>）とします。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)</p> <p>第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国宛て郵便物として差し出すことはできません。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次の爆発性又は発火性の物質、<u>放射性物質及び危険物</u></p> <p>ア <u>当社が別に定める爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物</u>（第103条（放射性物質）、第104条（伝染性物質）<u>、</u>第105条（リチウム単電池及びリチウム組電池）の規定に従って差し出されるもの<u>及び船舶</u><u>便取いとするものであって、当社が別に定めるものを除きます。</u>）</p> <p>イ (略)</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(住所氏名等の記載方法等)</p> <p>第13条 外国宛て郵便物の受取人の<u>宛名</u>（住所及び氏名、法人の名称又は父称（該当する場合）をいいます。以下同じとします。）、差出人の<u>住所及び氏名</u>（<u>法人の名称及び父称</u>（該当する場合）を含みます。以下単に「氏名」といいます。）は、送達に支障がないよう、当社が別に定めるところにより記載するほか、次の条件に従っていただきます。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(一般的利用条件)</p> <p>第17条 外国宛てに第31条（特別郵便印刷物）に定める特別郵便印刷物、第33条（小形包装物）に定める小形包装物を差し出す場合、又は税関検査の対象とされる可能性のある<u>その他の通常郵便物を</u>差し出す場合には、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN22（以下「CN22」といいます。）を郵便物に添付していただきます。</p>

現 行	改 正
<p>いただきます。CN22は、名宛面の上部左側に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合は、その下に貼り付けて下に貼り付けていただきます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する郵便物を差し出す者として、当社が別記に定めるCN22をあらかじめ印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22を用いて当社が別記に定める事業所に郵便物を差し出すことができます。</p> <p>4 前項の承認の請求は、当社が別記に定めるところにより、これをしていただきます。</p> <p>5 当社が別記に定める場合は、第3項の承認を取り消すことがあります。</p> <p>(書状)</p> <p>第18条 書状は、特定の人に宛てた通信文を筆書した<u>もの</u>を内容とする郵便物で、郵便葉書でないものをいいます。</p> <p>2 他の種類とすべき郵便物も、書状として差し出すことができます。</p> <p>(盲人用郵便物の利用条件等)</p> <p>第27条 盲人用郵便物は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1) 名宛面の上部右側に「Items for the blind」又は「Envois pour les aveugles」(「盲人用郵便物」の意味)の表示又は記載をすること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 当社の指定を受けた施設から差し出す盲人用郵便物にあつては、(1)の表示又は記載のほか、その外部にその施設の名称及び所在地を記載すること。</p> <p>2 前項(1)及び(6)の条件に反して差し出された盲人用郵便物は、書状として取り扱います。</p> <p>3 (略)</p> <p>(小包郵便物)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 小包郵便物については、郵便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、第9章(損害賠償)に定めるところによりその損害を賠償します。</p> <p>3 (略)</p> <p>(小包郵便物の利用条件)</p> <p>第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1) 当社所定の国際小包ラベルに差出人及び受取人の住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。</p>	<p>CN22は、名宛面の上部左側に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合は、その下に貼り付けていただきます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 差出人は、CN22又はCN23を郵便物に添付する場合には、あわせて、差出国及び名宛国の税関手続に必要な書類(請求書、輸出許可書、輸入許可書、原産地証明書、衛生証明書等)を添付することができます。</p> <p>4 第1項に規定する郵便物を差し出す者として、当社が別記に定めるCN22をあらかじめ印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22を用いて当社が別記に定める事業所に郵便物を差し出すことができます。</p> <p>5 前項の承認の請求は、当社が別記に定めるところにより、これをしていただきます。</p> <p>6 当社が別記に定める場合は、第4項の承認を取り消すことがあります。</p> <p>(書状)</p> <p>第18条 書状は、特定の人に宛てた通信文を筆書した書類を内容とする郵便物で、郵便葉書でないものをいいます。</p> <p>2 他の種類とすべき郵便物(書類のみを包有するものに限り)も、書状として差し出すことができます。</p> <p>(盲人用郵便物の利用条件等)</p> <p>第27条 盲人用郵便物は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1) 名宛面の上部右側に「Items for the blind」又は「Envois pour les aveugles」(「盲人用郵便物」の意味)の表示又は記載をすること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(6) 当社の指定を受けた施設から差し出す盲人用郵便物にあつては、(1)の表示又は記載のほか、その外部にその施設の名称及び所在地を記載すること。</p> <p>2 前項(1)及び(6)の条件に反して差し出された盲人用郵便物は、書状、小形包装物又は小包郵便物として取り扱います。</p> <p>3 (略)</p> <p>(小包郵便物)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 小包郵便物については、郵便業務の取扱中において亡失し、盗取され又は損傷した場合には、第9章(損害賠償)に定めるところによりその損害を賠償します。</p> <p>3 (略)</p> <p>(小包郵便物の利用条件)</p> <p>第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1) 当社所定のラベルに差出人及び受取人の住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。</p>

現 行	改 正						
<p>(2) 小包郵便物が運送不能となった場合の取扱方法として、次の事項のうち一つを<u>国際小包ラベル</u>により指示すること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(EMS 郵便物)</p> <p>第 3 8 条 EMS 郵便物は、通常郵便物又は小包郵便物の対象となる通信文、書類又は物品を航空路によって最も優先的に運送し、<u>速達すると認められる方法</u>で配達し、かつ、その引受け及び運送について記録する郵便物です。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 EMS 郵便物については、第 9 章 (損害賠償) に定めるところにより、郵便業務の取扱中において<u>亡失、盗取又は損傷した</u>場合には、差出しの際差出人から当社に申出のあった損害賠償額の全部又は一部を賠償します。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(EMS 郵便物の利用条件)</p> <p>第 4 0 条 EMS 郵便物は、次の条件により差し出させていただきます。</p> <p>(1) 当社所定の<u>国際スピード郵便ラベル</u>に差出人及び受取人住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。</p> <p>(2) EMS 郵便物には、内容品の別により、当社所定の CN 2 2 を添付するか又は名宛国が必要とする場合には、当社所定の CN 2 3 を追加して<u>添付していただきます</u>。名宛国ごとの CN 2 2 又は CN 2 3 の必要枚数その他の添付条件については、第 1 1 条 (国別の差出条件) に規定する<u>差出条件により</u>ます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(郵便切手による料金前払)</p> <p>第 4 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国宛て郵便物の料金及び特殊取扱の料金を郵便切手で前払をするには、郵便物を料金別納とする場合を除いて、郵便切手を郵便物の上部右隅 (縦に長いものにあつては、上部左隅) に貼り付けていただきます。ただし、小包郵便物については、<u>国際小包ラベル</u>に貼り付けることができます。</p> <p>4 (略)</p> <p>(料金の返還)</p> <p>第 5 1 条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであつて、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者 (7 の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人) からの請求があつた場合に、これを返還します。</p>	<p>(2) 小包郵便物が運送不能となった場合の取扱方法として、次の事項のうち一つを<u>(1)のラベル</u>により指示すること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(EMS 郵便物)</p> <p>第 3 8 条 EMS 郵便物は、通常郵便物又は小包郵便物の対象となる通信文、書類又は物品を航空路によって最も優先的に運送し、<u>最も迅速に</u>配達し、かつ、その引受け及び運送について記録する郵便物です。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 EMS 郵便物については、第 9 章 (損害賠償) に定めるところにより、郵便業務の取扱中において<u>亡失し、盗取され又は損傷した</u>場合には、差出しの際差出人から当社に申出のあった損害賠償額の全部又は一部を賠償します。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(EMS 郵便物の利用条件)</p> <p>第 4 0 条 EMS 郵便物は、次の条件により差し出させていただきます。</p> <p>(1) 当社所定の<u>ラベル</u>に差出人及び受取人住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。</p> <p>(2) EMS 郵便物には、内容品の別により、当社所定の CN 2 2 を添付するか又は名宛国が必要とする場合には、当社所定の CN 2 3 を追加して<u>添付すること</u>。名宛国ごとの CN 2 2 又は CN 2 3 の必要枚数その他の添付条件については、第 1 1 条 (国別の差出条件) に規定する<u>差出条件によること</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(郵便切手による料金前払)</p> <p>第 4 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国宛て郵便物の料金及び特殊取扱の料金を郵便切手で前払をするには、郵便物を料金別納とする場合を除いて、郵便切手を郵便物の上部右隅 (縦に長いものにあつては、上部左隅) に貼り付けていただきます。ただし、小包郵便物については、<u>第 3 7 条 (小包郵便物の利用条件) (1)のラベル</u>に貼り付けることができます。</p> <p>4 (略)</p> <p>(料金の返還)</p> <p>第 5 1 条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであつて、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者 (7 の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人) からの請求があつた場合に、これを返還します。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>区 別</td> <td>返還される料金</td> <td>請求期間</td> </tr> </table>	区 別	返還される料金	請求期間	<table border="1"> <tr> <td>区 別</td> <td>返還される料金</td> <td>請求期間</td> </tr> </table>	区 別	返還される料金	請求期間
区 別	返還される料金	請求期間					
区 別	返還される料金	請求期間					

現 行		改 正	
1～3 (略)	(略)	1～3 (略)	(略)
4 SAL扱いとす外国宛て郵便物について、SAL扱いとしなかった場合又はSAL扱いをしないのと同様の結果を生じた場合 (不可抗力による場合を除きます。)	(1) SAL扱いとする通常郵便物 差出しの際支払われた料金と船便扱いとした料金との差額 (SAL扱いと船便扱いの料金の適用における重量の区分が異なる場合には、料金の差額の計算は当社が別に定めるところによります。) (2) (略)	4 SAL扱いとす外国宛て郵便物について、SAL扱いとしなかった場合又はSAL扱いをしないのと同様の結果を生じた場合 (不可抗力による場合を除きます。)	(1) SAL扱いとする通常郵便物 差出しの際支払われた料金と船便扱いとした料金の差額 (SAL扱いと船便扱いの料金の適用における重量の区分が異なる場合には、料金の差額の計算は当社が別に定めるところによります。) (2) (略)
5～6の2 (略)	(略)	5～6の2 (略)	(略)
7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に關し、 亡失又は内容品の全部の盗取若しくは全面的な損傷 について当社が損害賠償しなければならぬ場合 (外国来郵便物にあっては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。)	(略)	7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に關し、 亡失、全部の盗取又は全面的損傷 について当社が損害賠償しなければならぬ場合 (外国来郵便物にあっては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。)	損害賠償の通知を受けた日から6か月
7の2～1.1 (略)	(略)	7の2～1.1 (略)	(略)
2～4 (略)	(略)	2～4 (略)	(略)
(外国宛て郵便物の差出場所)	(略)	(外国宛て郵便物の差出場所)	(略)
第5.2条 外国宛て通常郵便物 (次掲げる郵便物を除きます。)	(略)	第5.2条 外国宛て通常郵便物 (次に掲げる郵便物を除きます。)	(略)
積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差出しさせていただきます。	(略)	積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差出しさせていただきます。	(略)
(1) 速達以外の特種取扱 とするもの	(略)	(1) 特種取扱とするもの	(略)
(2)～(7) (略)	(略)	(2)～(7) (略)	(略)
2～5 (略)	(略)	2～5 (略)	(略)
第3節 外国来郵便物の配達	(略)	第3節 外国来郵便物の配達	(略)
(郵便時の証印及び署名)	(略)	(郵便時の証印及び署名)	(略)
第6.3条 (略)	(略)	第6.2条 (略)	(略)

現 行	改 正
<p>(外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物の取扱地域) 第62条 外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物は、内国郵便約款第97条（速達の取扱地域）に定めるところにより速達の取扱いを行う地域と定めて、<u>速達の取扱いをします。</u></p> <p>(課税通知書の速達による送付) 第64条 税付郵便物のうち、<u>速達とするもの及びEMS郵便物の課税通知書で、第61条（税付郵便物の交付）第1項の表中2及び3の</u>規定により受取人に送付するものは、これを速達として受取人に送付します。</p> <p>(速達として配達できないかかった速達とする郵便物及びEMS郵便物の配達) 第65条 受取人不在その他の事由により配達することができなかった速達とする通常郵便物、EMS郵便物若しくは速達とした課税通知書、又は第70条（外国来郵便物の国内転送）の規定により転送される速達とした通常郵便物又はEMS郵便物は、それぞれ速達すると認められる方法で配達します。</p> <p>(本邦に居住する者の外国における通常郵便物の差出し) 第68条 本邦に居住する者が、外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるためにその外国において本邦宛てに差し出し、又は差し出させた通常郵便物は、その郵便物を内国郵便物とした場合にその郵便物が属すべき種類の内国郵便物の料金（以下この条において「内国料金」といいます。）の支払を差出人から受けるか、若しくは差出人から受けることができない場合は差出事業体からこれを受けて配達し、又は内国料金の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出人及び差出事業体のいずれも承諾しない場合は、差出事業体に返送します。</p> <p>(本邦に居住する者以外の者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し) 第69条 当社が別に定める国に居住する者が、その定める国以外の国において本邦宛てに差し出し、又は差し出させた多量の通常郵便物は、差出事業体がその郵便物を配達するための費用に相当する報酬の額（以下この条において「報酬の額」といいます。）を支払う場合に配達し、又は報酬の額に相当する報酬の額（以下この条において「報酬の額」といいます。）の支払を承諾しない場合は、差出事業体の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出事業体の支払を承諾しない場合は、差出事業体に返送します。</p> <p>第4節 外国来郵便物の転送 (外国宛て郵便物の返還)</p>	<p>(外国来のEMS郵便物の送達) 第63条 外国来のEMS郵便物は、内国郵便約款第97条（速達の取扱地域）に定めるところにより内国郵便物について速達の取扱いを行う地域と定めて、<u>内国郵便約款第96条（速達の取扱い）に規定する速達の取扱いにより受取人に送達します。</u></p> <p>(EMS郵便物の課税通知書の送達) 第64条 税付郵便物のうち、EMS郵便物の課税通知書で、第61条（税付郵便物の交付）第1項の表中2及び3の規定により受取人に送付するものであって、<u>内国郵便約款第97条（速達の取扱地域）に定めるところにより内国郵便物について速達の取扱いを行う地域と定めて、これを内国郵便約款第96条（速達の取扱い）に規定する速達の取扱いにより受取人に送達します。</u></p> <p>2 受取人不在その他の事由により配達することができなかったEMS郵便物の課税通知書は、<u>内国郵便約款第99条（受取人不在等の事由により配達できない速達郵便物の配達方法）に規定する方法により配達します。</u></p> <p>第65条 削除</p> <p>(本邦に居住する者の外国における通常郵便物の差出し) 第68条 本邦に居住する者が、外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるためにその外国において本邦宛てに差し出し、又は差し出させた通常郵便物は、<u>差出事業体から、その郵便物を内国郵便物とした場合にその郵便物が属すべき種類の内国郵便物の料金（以下この条において「内国料金」といいます。）の支払の承諾を受けて配達し、又は内国料金の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出事業体が支払を承諾しない場合は、差出事業体に返送します。</u></p> <p>(本邦以外の国に居住する者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し) 第69条 当社が別に定める本邦以外の国（以下「居住国」といいます。）に居住する者が、<u>その居住国以外の当社が別に定める国</u>において本邦宛てに差し出し、又は差し出させた多量の通常郵便物は、差出事業体がその郵便物を配達するための費用に相当する報酬の額（以下この条において「報酬の額」といいます。）の支払を承諾しない場合は、差出事業体の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出事業体が報酬の額の支払を承諾しない場合は、差出事業体に返送します。</p> <p>第4節 外国来郵便物の転送及び返還 (外国宛て郵便物の返還)</p>

現 行	改 正
<p>第73条 外国宛て郵便物の差出人への返還については、次項から第4項までの規定によるほか、この章の第3節（外国来郵便物の配達）及び外国郵便約款第4章第6節（郵便物の返還）に規定するところにより取り扱います。</p> <p>2 前項に規定する郵便物が<u>速達としたものであるとき又はEMS郵便物であるときには、速達の扱い又はEMS郵便物の扱い</u>により返還します。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（書留の取扱い）</p> <p>第76条 書留は、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を<u>亡失、盗取又は損傷した</u>場合には、第111条（損害賠償金額）第3項に規定する額を限度として賠償する取扱いです。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第2節 <u>速達</u></p> <p>（速達の取扱い）</p> <p>第78条 <u>速達は、郵便物がその郵便物の配達を受け持つ事業所に到着した後、郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して受取人に配達する取扱いです。</u></p> <p>2 <u>速達の取扱いは、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に宛てた航空通常郵便物及び小包郵便物について行います。</u></p> <p>3 <u>速達とする郵便物を引受け又は外国から受領したときは、次条（速達郵便物の表示）に規定するほか、内国郵便約款第5章第1節（速達）に規定するところにより取り扱います。</u></p> <p>（速達郵便物の表示）</p> <p>第79条 <u>速達郵便物を差し出すときは、差出人は、郵便物の名宛面の上部左側に、又は、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合はその下に、当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。</u></p> <p>（保険付の取扱い）</p> <p>第83条 保険付は、<u>有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有する航空扱いとする書状及び小包郵便物</u>について、郵便業務の取扱中において<u>亡失、盗取又は損傷した</u>場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（貴重品）</p> <p>第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の特参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、<u>これらの物品</u>を封筒に納め封かんした書留とする<u>書状又は保険付郵便物</u>として差し出すことができます。</p>	<p>第73条 外国宛て郵便物の差出人への返還については、次項から第4項までの規定によるほか、この章の第3節（外国来郵便物の配達）及び外国郵便約款第4章第6節（郵便物の返還）に規定するところにより取り扱います。</p> <p>2 前項に規定する郵便物がEMS郵便物であるときには、EMS郵便物の扱いにより返還します。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（書留の取扱い）</p> <p>第76条 書留は、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を<u>亡失し、盗取され又は損傷した</u>場合には、第111条（損害賠償金額）第3項に規定する額を限度として賠償する取扱いです。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第2節 <u>削除</u></p> <p>第78条 <u>削除</u></p> <p>第79条 <u>削除</u></p> <p>（保険付の取扱い）</p> <p>第83条 保険付は、<u>有価証券又は有価の書類を包有する航空扱いとする書状及び小包郵便物</u>について、郵便業務の取扱中において<u>亡失し、盗取され又は損傷した</u>場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（貴重品）</p> <p>第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の特参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、<u>これら</u>を封筒に納め封かんした書留とする<u>通常郵便物</u>又は保険付郵便物として差し出すことができます。</p>

現 行	改 正
<p>(放射性物質)</p> <p>第103条 放射性物質を内容品とする外国宛て郵便物は、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別記に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空便の書状として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第111条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。</p> <p>(伝染性物質)</p> <p>第104条 伝染性物質（人に影響を及ぼすA類の伝染性物質（危険物輸送に関する国連勧告において国連番号UN2814が割り当てられているものをいいます。）及び動物に影響を及ぼすA類の伝染性物質（同勧告において国連番号UN2900が割り当てられているものをいいます。）を除きます。以下同じとします。）を内容品とする外国宛て郵便物は、当社が別記に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別記に定める条件に適合することを条件として、当社が別記に定める郵便物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第111条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(損害賠償金額)</p> <p>第111条 当社は、前条（当社の責任）に定める郵便物について、亡失又はその内容品の全部盗取若しくは全面的損傷があった場合には、第3項に掲げる区別に従う賠償金額を限度として賠償をします。</p> <p>2 当社は、前条（当社の責任）に定める郵便物について内容品の部分附盗取又は部分的損傷があった場合には、次項に掲げる区別に従う賠償金額を限度とする実損額を賠償します。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(不可抗力による損害の賠償)</p> <p>第113条 当社は、外国宛ての書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物が郵便業務の取扱中に亡失、盗取又は損傷した場合には、不可抗力による場合であっても、差出人が請求するときは、その損害を賠償します。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(放射性物質)</p> <p>第103条 放射性物質を内容品とする外国宛て郵便物は、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別記に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空便の小包形包装物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第111条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。</p> <p>(伝染性物質)</p> <p>第104条 伝染性物質（当社が別記に定めるものを除きます。以下同じとします。）を内容品とする外国宛て郵便物は、当社が別記に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別記に定める条件に適合することを条件として、当社が別記に定める郵便物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第111条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(損害賠償金額)</p> <p>第111条 当社は、前条（当社の責任）に定める郵便物について、亡失、全部の盗取又は全面的損傷があった場合には、第3項に掲げる区別に従う賠償金額を限度として賠償をします。</p> <p>2 当社は、前条（当社の責任）に定める郵便物について部分的盗取又は部分的損傷があった場合には、次項に掲げる区別に従う賠償金額を限度とする実損額を賠償します。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(不可抗力による損害の賠償)</p> <p>第113条 当社は、外国宛ての書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物が郵便業務の取扱中に亡失し、盗取され又は損傷した場合には、不可抗力による場合であっても、差出人が請求するときは、その損害を賠償します。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>

附 則（平成29年11月13日 2017 - 日国際第258号）

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正
<p>国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款</p> <p>(約款の適用)</p> <p>第1条 日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。）第68条の規定に基づき、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約（昭和28年条約第25号。以下「第三条約」といいます。）第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに万国郵便条約第7条2. 1及び2. 3（2. 1に規定する者に関する郵便物に関する部分に限り）の規定により郵便料金を免除される郵便物（外国に宛て、又は外国から到着するもの）に限ります。以下「国際捕虜郵便物」といいます。並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約（昭和28年条約第26号。以下「第四条約」といいます。）第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第7条2. 2及び2. 3（2. 2に規定する者に関する郵便物に関する部分に限り）の規定により郵便料金を免除される郵便物（外国に宛て、又は外国から到着するもの）に限ります。以下「国際被抑留文民郵便物」といいます。）に係る郵便の役務の提供条件についてこの国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款（以下「約款」といいます。）を定めます。</p> <p>(略)</p>	<p>国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款</p> <p>(約款の適用)</p> <p>第1条 日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。）第68条の規定に基づき、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約（昭和28年条約第25号。以下「第三条約」といいます。）第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに万国郵便条約第16条2. 1及び2. 3（2. 1に規定する者に関する郵便物に関する部分に限り）の規定により郵便料金を免除される郵便物（外国に宛て、又は外国から到着するもの）に限ります。以下「国際捕虜郵便物」といいます。並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約（昭和28年条約第26号。以下「第四条約」といいます。）第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第16条2. 2及び2. 3（2. 2に規定する者に関する郵便物に関する部分に限り）の規定により郵便料金を免除される郵便物（外国に宛て、又は外国から到着するもの）に限ります。以下「国際被抑留文民郵便物」といいます。）に係る郵便の役務の提供条件についてこの国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款（以下「約款」といいます。）を定めます。</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成29年11月13日 2017 - 日国際第258号）</p> <p><u>この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。</u></p>

(参考) 国際郵便に関する料金表新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行		改 正					
国際郵便に関する料金表		国際郵便に関する料金表					
通則		通則					
1・2 (略) (料金の免除)		1・2 (略) (料金の免除)					
3 当社は、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第25号)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第26号)第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第7条2の規定によるべき場合は、この料金表に規定する料金を免除します。なお、対象となる郵便物が航空扱いとするものである場合は、この料金表に規定する航空扱いとするものの料金の額と船扱いとするものの料金の額との差額を、SAL扱いとするものである場合は、この料金表に規定するSAL扱いとするものの料金の額と船扱いとするものの料金の額との差額を支払っていただきます。	3 当社は、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第25号)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第26号)第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第16条2の規定によるべき場合は、この料金表に規定する料金を免除します。なお、対象となる郵便物が航空扱いとするものである場合は、この料金表に規定する航空扱いとするものの料金の額と船扱いとするものの料金の額との差額を、SAL扱いとするものである場合は、この料金表に規定するSAL扱いとするものの料金の額と船扱いとするものの料金の額との差額を支払っていただきます。						
(略)		(略)					
第6表 特殊取扱の料金		第6表 特殊取扱の料金					
第1 適用		第1 適用					
1 通常郵便物の特殊取扱(書留、速達、受取通知、保険付及び国際特定記録)及び小包郵便物の特殊取扱(速達、受取通知及び保険付)の料金は、第2(料金額)の表のとおりとします。		1 通常郵便物の特殊取扱(書留、受取通知、保険付及び国際特定記録)及び小包郵便物の特殊取扱(受取通知及び保険付)の料金は、第2(料金額)の表のとおりとします。					
2 (略)		2 (略)					
第2 料金額		第2 料金額					
料金額の区別	料金額	料金額の区別	料金額				
書留料	(略)	書留料	(略)				
速達料	<table border="1"> <tr> <td>通常郵便物</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>小包郵便物</td> <td>450円</td> </tr> </table>	通常郵便物	260円	小包郵便物	450円		
通常郵便物	260円						
小包郵便物	450円						
国際特定記録郵便料	(略)	国際特定記録郵便料	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)				

現 行	改 正
<p>第3 (略)</p> <p>第8表 特別な取扱いの料金</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 料金額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 米軍関係郵便物の料金</p> <p>(1) 通常郵便物の料金</p> <p>ア 書状の料金</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 定形外郵便物の料金</p> <p>内国料金券第1表の第2の1 (基本料金) に定める定形外郵便物欄の料金額又は内国料金券第1表の第2の2 (特別料金) に定める特定規格郵便物欄の料金額</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 郵便葉書の料金</p> <p>内国届出料金券第2表の第2の1 (基本料金) に定める通常葉書欄の料金額</p> <p>エ 印刷物及びびり形包装物の料金</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (イ)から(ウ)までに規定するもの以外のものの料金</p> <p>ア アの(イ)に相当するもの</p> <p>内国届出料金券第1表の第2の1 (基本料金) に定める定形郵便物欄の料金額</p> <p>B アの(イ)に相当するもの</p> <p>内国料金券第1表の第2の1 (基本料金) に定める定形外郵便物欄の料金額又は内国料金券第1表の第2の2 (特別料金) に定める特定規格郵便物欄の料金額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第3 (略)</p> <p>第8表 特別な取扱いの料金</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 料金額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 米軍関係郵便物の料金</p> <p>(1) 通常郵便物の料金</p> <p>ア 書状の料金</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 定形外郵便物の料金</p> <p>内国届出料金券第1表の第2の1 (基本料金) に定める定形外郵便物欄の料金額又は内国届出料金券第1表の第2の2 (特別料金) に定める特定規格郵便物欄の料金額</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 郵便葉書の料金</p> <p>内国届出料金券第2表の第2の1 (基本料金) に定める通常葉書欄の料金額</p> <p>エ 印刷物及びびり形包装物の料金</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (イ)から(ウ)までに規定するもの以外のものの料金</p> <p>A アの(イ)に相当するもの</p> <p>内国届出料金券第1表の第2の1 (基本料金) に定める定形郵便物欄の料金額</p> <p>B アの(イ)に相当するもの</p> <p>内国届出料金券第1表の第2の1 (基本料金) に定める定形外郵便物欄の料金額又は内国届出料金券第1表の第2の2 (特別料金) に定める特定規格郵便物欄の料金額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(略)</p>
<p>附 則 (平成29年11月13日 2017 - 日国際第258号)</p> <p>この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。</p>	

郵便約款変更の認可について

平成29年11月20日
総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたものであり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

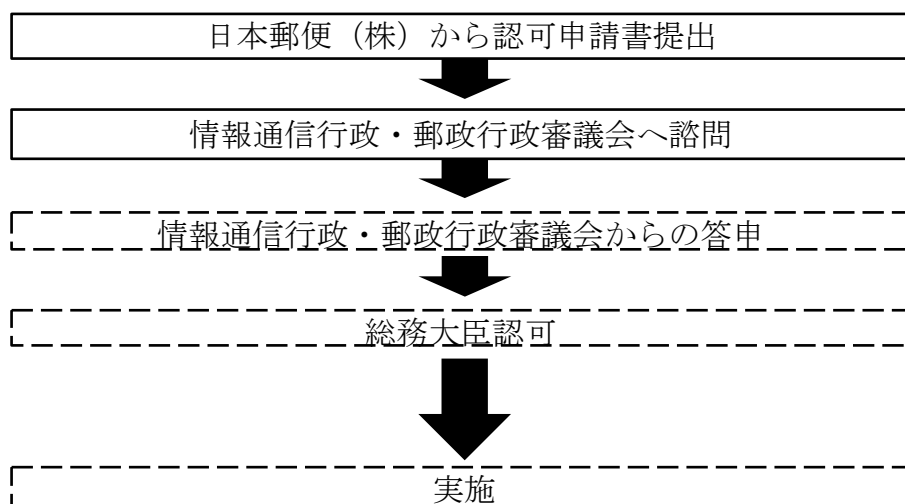
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第2項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請の概要

1 申請理由

国際郵便は、万国郵便連合（U P U）において定められている「万国郵便条約」に基づき、各加盟国における指定された事業者（日本においては、日本郵便株式会社）の間での郵便物の交換により提供が確保されており、この万国郵便条約は、4年に1度開催されるU P U大会議において改正が行われる。

平成28年にはイスタンブール（トルコ）においてU P U大会議が開催され、万国郵便条約の採択及び同条約の施行規則の改正が行われたところであり、これらの条約及び施行規則（以下「条約等」という。）は、平成30年1月1日に発効することとされている。

本件は、日本郵便株式会社が、新たな条約等に基づき国際郵便役務を提供するために、国際郵便約款等（※）の関係規定を変更するものである。

※ 国際郵便約款及び国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款

2 申請概要

（1）書状に関する変更（国際郵便約款第17条、第18条、第27条、第83条、第102条及び第103条）

U P Uでは、利用者の変化するニーズ等に対応するため、2020年を目標に、国際郵便商品の再編成作業を実施しているところであり、今般その第一段階として、条約等において、「書状」は書類のみを包有するものとされたことから、国際郵便約款にこれを規定する。

（2）速達の廃止に関する変更（国際郵便約款第52条、第62条、第64条、第65条、第73条、第78条及び第79条）

条約等において、「速達」が廃止されたことから、国際郵便約款において、速達の取扱いを廃止する。

（3）個人情報の取扱いに関する変更（国際郵便約款第8条の2）

条約等において、指定された事業者は、名宛国又は継越国の指定された事業者に対して、郵便物の個人情報を電子的に提供することができることとされたことから、本取扱いを利用者に明示するため、国際郵便約款にこれを規定する。

（4）危険物の取扱いに関する変更（国際郵便約款第10条）

条約等において、危険物を郵便物として運送することができる場合に船便扱いとする場合が追加されたことから、国際郵便約款にこれを規定する。

(5) 本邦に居住する者の外国における通常郵便物の差出に関する変更（国際郵便約款第68条）

条約等において、「リレーリング(※)」に関し、名宛国の指定された事業者は、差出人ではなく、差出国の指定された事業者に対して、内国料金の支払を請求する権利を有することとされた。このため、リレーリングに係る郵便物については、差出国の指定された事業者から内国料金の支払の承諾を受けた場合に配達する旨を国際郵便約款に規定する。

※ 「リレーリング」とは、本来、差出人の居住する国の郵便局に差出されるべき通常郵便物を、一旦まとめて外国に運送する等して、当該外国から自国宛て等に差出す行為。一般的に、国際郵便料金が内国の郵便料金より低廉である場合等に、差出人がその低廉な料金の適用を受ける目的で行われる。

(6) その他

今般の条約等の改正では、条文の規定順序の整理・変更等の法技術的な見地からの修正が多数行われたことから、国際郵便約款及び捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款において、これに伴う所要の規定整備を行う。

3 実施予定期日

平成30年1月1日（月）（条約等の発効と同日）

第3 審査結果

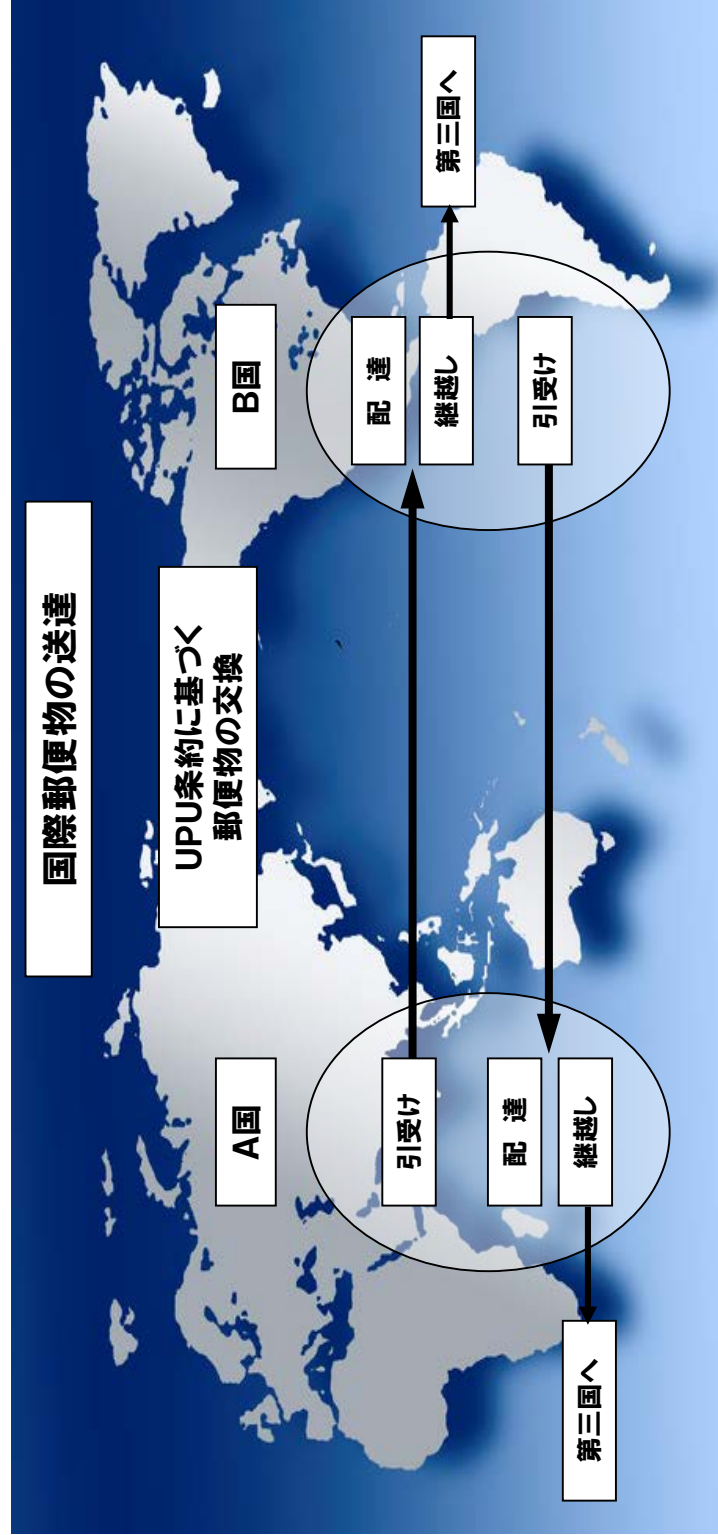
法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の国際郵便約款の変更は、今般の万国郵便条約の改正内容を適切に反映したものであり、適当であると認められる。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	書類のみを書状の内容とすること、危険物を郵便物として運送することができる場合に船便扱いとする場合を追加すること等に関し、郵便物の引受等に関する事項について所要の見直しをするとともに、その他の事項については既存の規定が適用されることとしており、適当であると認められる。また、速達の取扱いを廃止することに伴い、郵便物の引受等に関する事項から速達を削除しており、適当であると認められる。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	速達の取扱いの廃止に伴い、料金の支払方法から速達を削除しており、適当であると認められる。
その他会社の責任に関する事項	適	個人情報の取扱いに関し、名宛国又は継越国の指定された事業者に対して、郵便物の個人情報を電子的に送付する場合があることを明確化しており、適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。

參考資料

- ① 国際郵便は、万国郵便連合(UPU)が定める「万国郵便条約(UPU条約)」に基づき、各加盟国において「指定された事業者」(*)の間で交換されている。
- ② UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することによって、郵便が全世界に届けられる仕組みを提供している。

※ 「指定された事業者」とは、郵便業務を運営し、自国の領域においてUPU条約から生ずる義務を履行するために各加盟国によって指定された機関(日本では日本郵便株式会社)



【参照条文】

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

第十一条（郵便に関する条約） 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

第六十八条（郵便約款） 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めるところとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第七十三条（審議会等への諮問） 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

○ 万国郵便条約（平成二十九年条約第十六号）

第十条 個人情報取扱い

5 指定された事業者は、郵便業務を提供するために個人情報を必要とする名宛国又は継越国の指定された事業者に対して当該情報を電子的に送付することができる。ただし、1から4までの規定の適用を妨げない。

第十二条 外国における通常郵便物の差出し

3 名宛側の指定された事業者は、差出側の指定された事業者に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名宛側の指定された事業者が定めた期間内に、差出側

の指定された事業体がこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において、当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

第十七条 基礎業務

- 2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。
 - 2.2 重量二キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物

第十八条 追加の業務

- 2 加盟国又はその指定された事業体は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務を任意のものとして確保することができる。
 - 2.3 通常郵便物に係る追跡業務

第十九条 引き受けられない郵便物及び禁制

- 3 危険物
 - 3.3 危険物は、相互に又は一方的に引き受けることについて同意を表明している加盟国の間において、国内の及び国際的な運送に関する規定及び規則に従うことを条件として、例外的に引き受けすることができる。

第四十条 この条約の効力発生及び有効期間

- 1 この条約は、二千十八年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

○ 万国郵便条約の施行規則

19-001 例外的に引き受けられる危険物

- 2 前項各号に掲げる危険物以外の危険物については、相互に又は一方的に引き受けることについて同意を表明している加盟国の間において、国内の及び国際的な運送に関する規定及び規則に従うこと並びに航空運送されないことを条件として、通常郵便物又は小包郵便物に包有することができる。